

再エネ海域利用法に基づく 公募占用指針について

2020年2月
資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 再エネ海域利用法においては、経済産業大臣・国土交通大臣が海洋再エネ発電設備の整備のための促進区域（促進区域）を指定したときは、当該区域内で再エネ発電事業を行うべき者を公募により選定するため、公募占用指針（FIT制度における入札実施指針に相当する規程）を定めなければならないとされている。
- 昨年12月、経済産業大臣・国土交通大臣が、**長崎県五島市沖を促進区域として指定**したことから、今後の公募実施に向けて、**当該区域に関して、公募占用指針を策定する必要**が生じている。
- 公募占用指針のうち、**発電設備の出力の量の基準や供給価格上限額等に関する事項**（再エネ海域利用法第13条第2項第1号・第4号～第10号に係る事項）については、公募により選定された事業者がFIT制度の認定を受けることを踏まえれば、FIT制度の入札実施指針と同趣旨のものであるため、**法律上、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定**することとされている。
- 上記の規定に基づき、本日の委員会においては、**FIT制度下での入札制度との整合性**なども踏まえながら、**再エネ海域利用法の適用される洋上風力発電事業の実態に即したもの**となるよう、**長崎県五島市沖に係る公募占用指針のうち、発電設備の出力の量の基準や供給価格上限額等に関する事項について、御議論いただく**こととしてはどうか。

（※）なお、これまで、再エネ海域利用法における具体的な制度運用を検討するため、経済産業省と国土交通省が合同で審議会（合同会議）を開催し、発電設備の出力の量の基準や供給価格上限額等に関する事項も含めて、公募占用指針の策定の考え方について、整理が行われている。本日の委員会では、この整理も踏まえつつ、御議論いただくこととしてはどうか。

○再エネ海域利用法 第13条第2項

調達価格等算定委員会の
意見を尊重して決定

- 一 対象発電設備区分等
 - 二 促進区域内海域の占用の区域
 - 三 促進区域内海域の占用の開始の時期
 - 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
 - 五 公募の参加者の資格に関する基準
 - 六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
 - 七 供給価格上限額
 - 八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法
 - 九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条1項に規定する調達期間
 - 十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

- 十一 基地港湾に関する事項
- 十二 撤去に関する事項
- 十三 公募占用計画の認定の有効期間
- 十四 関係行政機関の長等との調整能力
- 十五 評価の基準
- 十六 その他必要な事項

- 洋上風力発電の普及拡大に向け、一般海域の海域利用ルールを整備するとともに、効率的な案件の導入を促進するため、2019年4月1日に再エネ海域利用法を施行し、その運用を進めている。

【課題】

課題① 占用に関する統一的なルールがない

- ・ 海域の大半を占める一般海域は海域利用（占用）の統一ルールなし（都道府県の占用許可は通常3～5年と短期）
- ・ 中長期的な事業予見可能性が低く、資金調達が困難。

課題② 先行利用者との調整の枠組みが不明確

- ・ 海運や漁業等の地域の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しない。

課題③ 高コスト

- ・ FIT価格が欧州と比べ36円/kWhと高額。
- ・ 国内に経験ある事業者が不足。

課題④ 系統につなげない・負担が大きい

- ・ 洋上風力発電に適した地域において、系統枠が確保できない懸念。系統の負担が過大。

課題⑤ 基地となる港湾が必要

- ・ 洋上風力発電の導入計画に比べて洋上風力発電設備の設置及び維持管理の基地となる港湾が限定的。

課題⑥ その他の関連制度でも洋上風力の促進を図るべき

【対応】

- ・ 国が、洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定し、公募を行って事業者を選定、長期占用を可能とする制度を創設。
→ FIT調達期間とその前後に必要な工事期間を合わせ、十分な占用期間（30年間）を担保し、事業の安定性を確保。

- ・ 関係者間の協議の場である協議会を設置。地元調整を円滑化。
- ・ 区域指定の際、関係省庁とも協議。他の公益との整合性を確認。
→ 事業者の予見可能性を向上、負担を軽減。

- ・ 価格等により事業者を公募・選定。
→ 競争を促してコストを低減。

- ・ 日本版コネクト&マネージによる系統制約の解消や次世代電力ネットワークへの転換（託送制度改革等）に取り組む。
この成果を洋上風力発電にも活用可能。

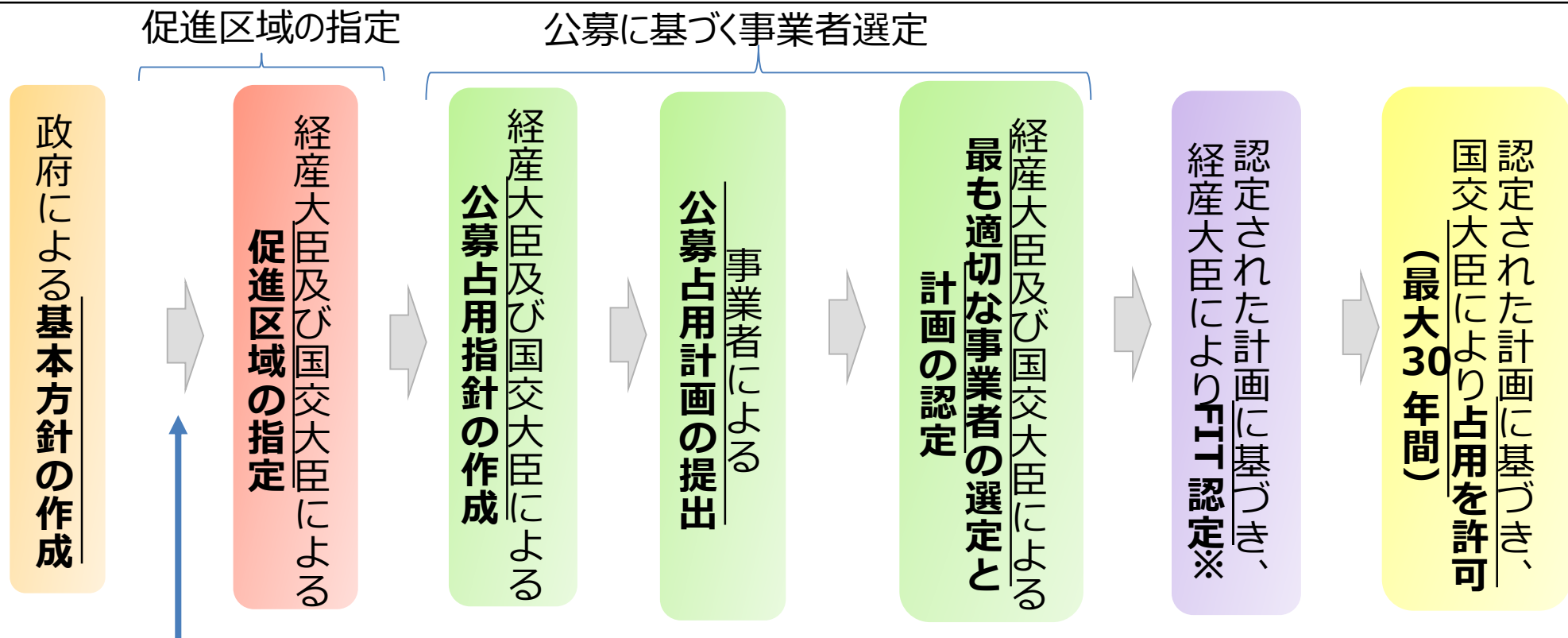
- ・ 洋上風力発電に取り組もうとしている事業者や港湾管理者の意見を聞きながら基地となる港湾の整備のあり方を検討。

- ・ 環境アセスメント手続の迅速化等、洋上風力発電事業関連の制度について、洋上風力発電が促進されるよう、関係省庁と連携。

(参考) 再エネ海域利用法の手続きの流れ

4

- 再エネ海域利用法では、経産大臣・国交大臣が促進区域の指定を行い、公募に基づく事業者選定を行うスキームが整備されている。選定事業者は、FIT認定・30年間の占用許可を受け、再エネ発電事業を実施することが可能となる。



経産大臣及び
国交大臣による
区域の状況の調査

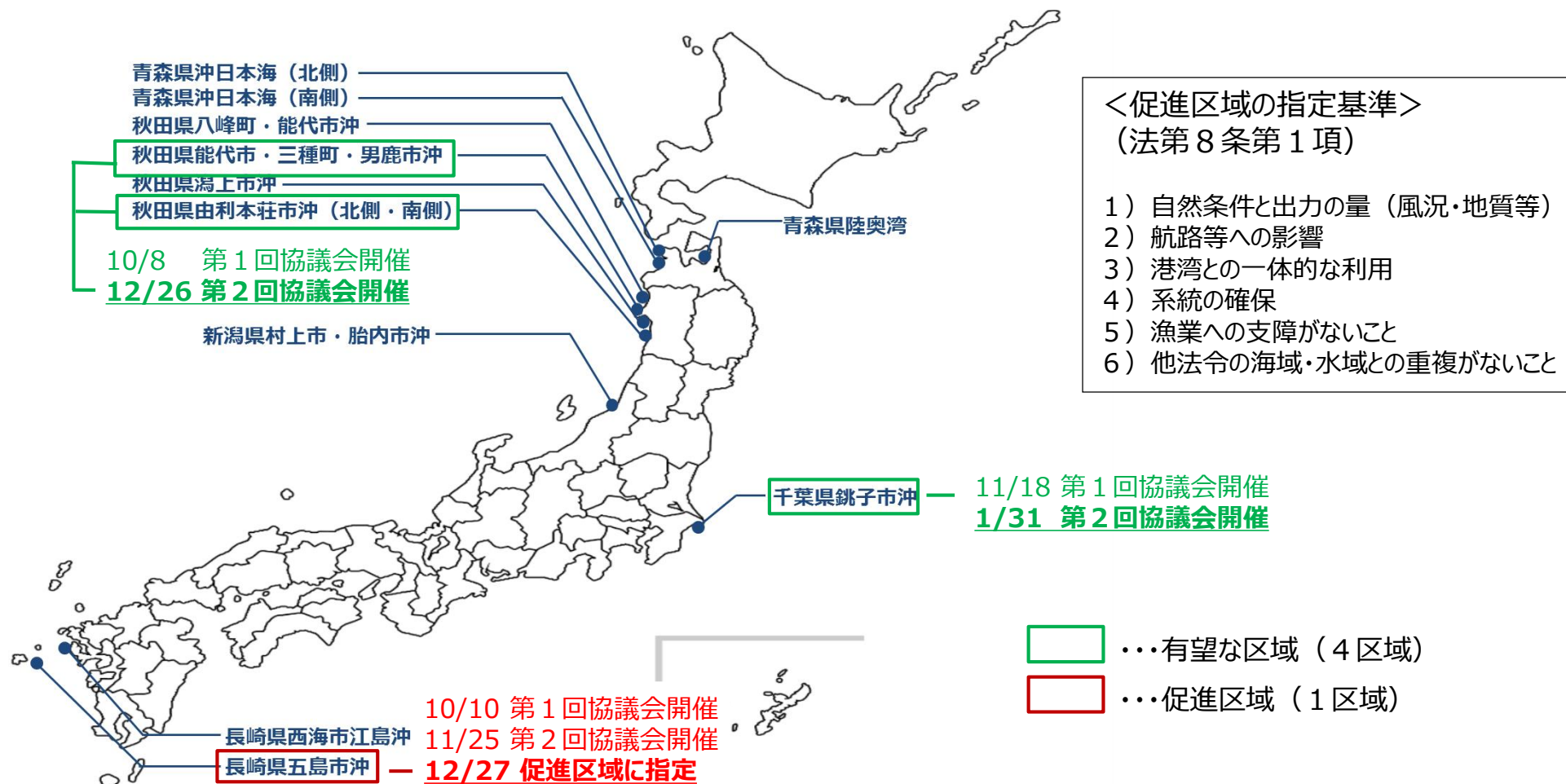
農水大臣、環境大臣
等の関係行政機関の
長への協議

先行利用者等を
メンバーに含む
協議会の意見聴取

区域指定の案
について公告
(利害関係者は
意見提出が可能)

※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

- 2019年7月、都道府県等からの情報収集を踏まえ、促進区域の指定に向けて、既に一定の準備が進んでいる区域（11区域）を整理した。このうち4区域については、「有望な区域」として、協議会の設置等を実施している。
- **長崎県五島市沖**については、協議会での意見が取りまとまったことなどから、関係省庁への協議など、必要な手続きを実施の上、**2019年12月27日に促進区域に指定**された。



長崎県五島市沖の促進区域の範囲

(海域面積約2,700ha程度)



出典: 白地図(国土地理院)

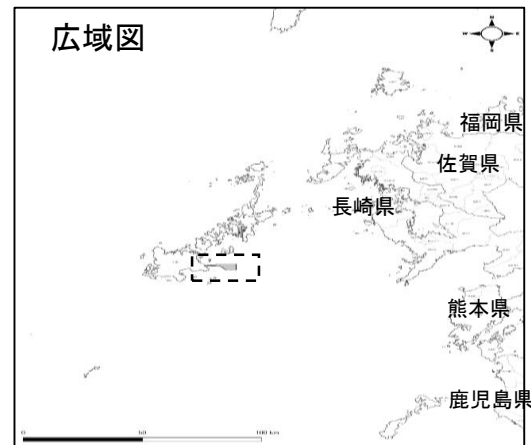
※都道府県からの情報提供を元に協議会の意見も踏まえ作図したもの。



促進区域

(海域部分に限り、海岸保全区域を除く)

広域図



長崎県五島市沖における協議会の意見とりまとめ(概要)

- ・漁業操業、既設海洋構造物の運営及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、浮体式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。ただし、公募から発電事業の終了までの全課程において以下に留意することを求める。

(1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、**地元との共存共栄の理念について理解し、地域資源たる風と海を最大限活かした、地方創生にも資する発電事業の実施に努める。**
- ✓ 選定事業者は、**本協議会の意見を尊重して**発電事業を行う
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して事業を行う場合には、海域の利用を了承する。**

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は丁寧な説明等を通じ、**信頼関係の構築に努める。**
- ✓ **地域や漁業との協調等のための基金を五島市と協議の上、設立すること。基金の運用に当たっては、透明性を確保する。**
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、**等漁業影響調査を行う。**

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、**既存海洋構造物の保全等に支障を及ぼすことがないよう、関係漁業者や各施設の管理者と丁寧な協議を行う。**

等

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。
- ✓ **既設の海洋構造物へ被害が及ばないよう必要な措置**を取る。

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルールを定める。**

(6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行う。**

等

(7) その他

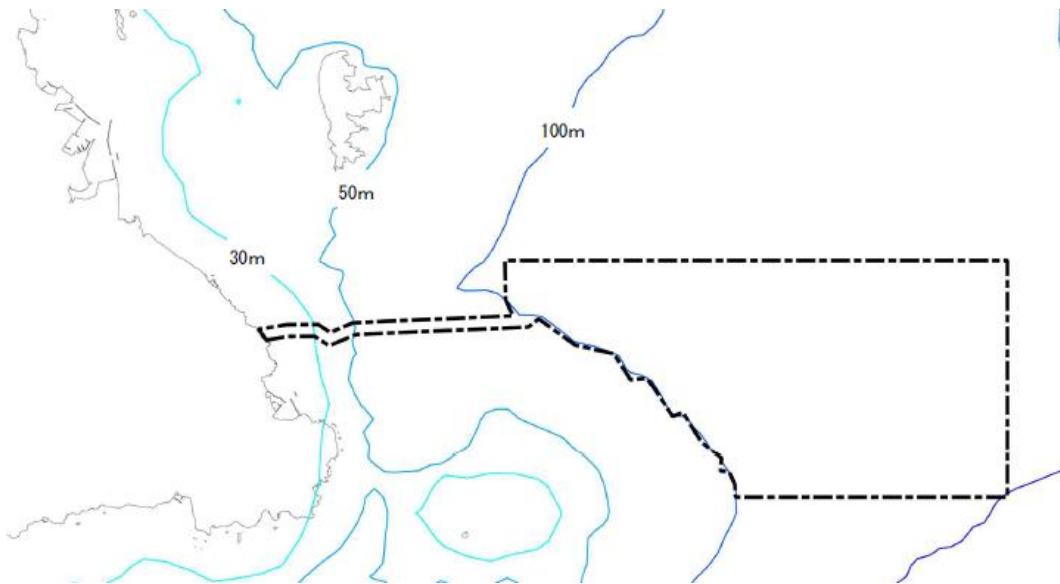
- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

- (1) 対象発電設備区分等 (第1号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第4号関係)
- (3) 公募参加者の資格に関する基準 (第5号関係)
- (4) 保証金に関する事項 (第6号関係)
- (5) 上限価格・調達価格等に関する事項等 (第7～10号関係)

第1号 対象発電設備区分等

- 長崎県五島市沖は、水深が100m～150mと深いため、浮体式の設備により、洋上風力発電を実施することが想定される。
- このため、公募の対象とする発電設備区分等は、風力発電設備（浮体式洋上風力）（再エネ特措法施行規則第3条第7号に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等）とすることとしてはどうか。

＜当該海域の水深＞



再エネ特措法施行規則（抜粋）

第3条 法第三条第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

五 風力を電気に変換する設備（以下「風力発電設備」という。）（次号から第八号までに掲げるものを除く。）

六 海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（次号において「洋上風力発電設備」という。）（次号及び第八号に掲げるものを除く。）

七 洋上風力発電設備であって、当該設備に係る風車を支持する工作物が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当するもの（次号に掲げるものを除く。）

- (1) 対象発電設備区分等 (第 1 号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第 4 号関係)
- (3) 公募参加者の資格に関する基準 (第 5 号関係)
- (4) 保証金に関する事項 (第 6 号関係)
- (5) 上限価格・調達価格等に関する事項等 (第 7 ～10号関係)

- FIT制度の入札における「発電設備の出力の量の基準」は、いわゆる募集容量を指しており、当該募集容量の範囲内で、複数の事業者が落札されることも想定した制度となっている。
- 一方で、再エネ海域利用法の公募における「発電設備の出力の量の基準」は、同法の公募が単一地点において一事業者のみを選定するものであることを踏まえて設定する必要がある。
- 再エネ海域利用法の公募における「発電設備の出力の量の基準」について、合同会議では以下の中間整理が取りまとめられており、これを基本的な考え方として、長崎県五島市沖における想定出力や一般送配電事業者との協議結果等を踏まえつつ、五島市沖に係る発電設備の出力の量の基準を検討してはどうか。

総合資源エネルギー庁調査会／洋上風力促進WG
交通政策審議会／洋上風力促進小委員会
合同会議中間整理（2019年4月）より抜粋

3. 発電設備の出力の量の基準

（1）基本的な考え方

本法13条2項4号の「発電設備の出力の量の基準」は、事業者が公募に参加する際に提案可能なウインドファームの出力の範囲をいい、調達価格等算定委員会の意見を尊重した上で定めることとされている。もっとも、洋上風力発電の特性を踏まえると、以下の点を考慮すべきである。

- ① 促進区域の指定時には、都道府県等とも協議の上、広さ等に鑑みた想定出力が決まっていること
- ② 促進区域指定（公募実施）のために確保されている系統の容量が決まっていること
- ③ 事業性の判断は幅が広く、事業者に裁量を与えた方が効率的な洋上風力発電の実現が可能であること
- ④ 促進区域は可能な限り有効に使う必要があること

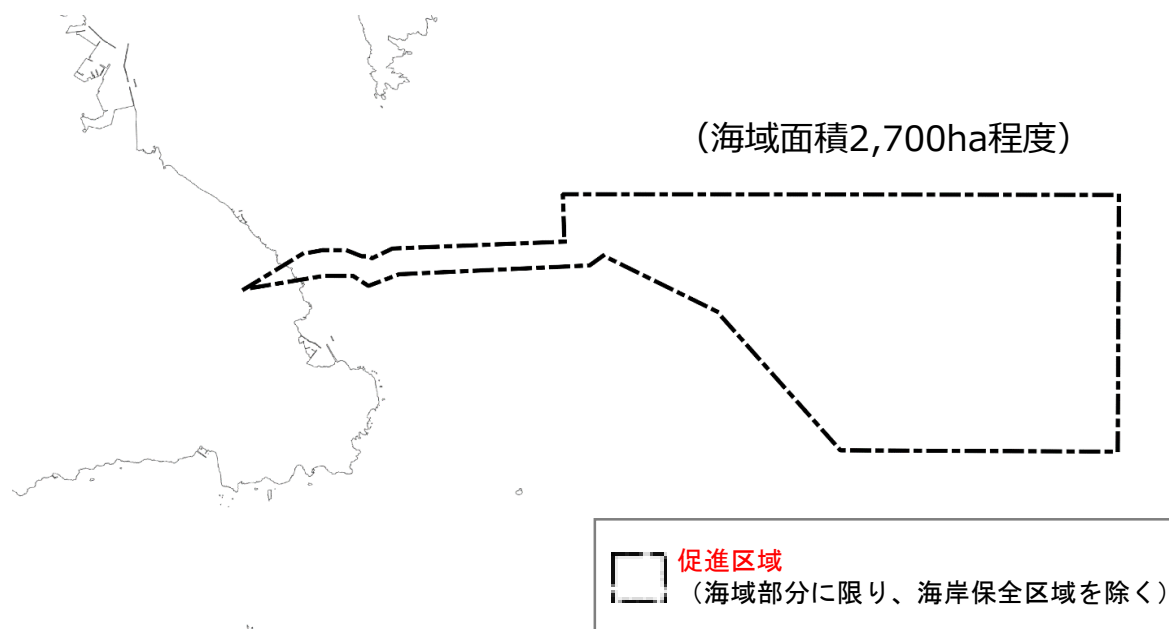
上記を踏まえ、出力の量の基準は、効率的な洋上風力発電の実現のため、事業者に一定の裁量をもたせるべきである。具体的には、系統に流れる電気は系統容量を限度としたうえ、合計出力を大きくすることにより発電量を増加させるケースがあり得ることを踏まえ、促進区域の指定時に決められた出力（系統容量）から±20%の範囲で、事業者の裁量を認めるのが適切である。

もっとも、例えば、日本版コネクト&マネージ（想定潮流の合理化）を踏まえた系統状況に影響を与える場合など、このような発電設備を設置することが技術的に難しい場合もあるため、事業者の裁量の範囲については、地域の系統状況等も踏まえ、促進区域の指定時に決められた出力から±20%の範囲で、一般送配電事業者と協議の上、公募占用指針毎に決めるべきである。

第4号 発電設備の出力の量の基準②（長崎県五島市沖の想定出力） 11

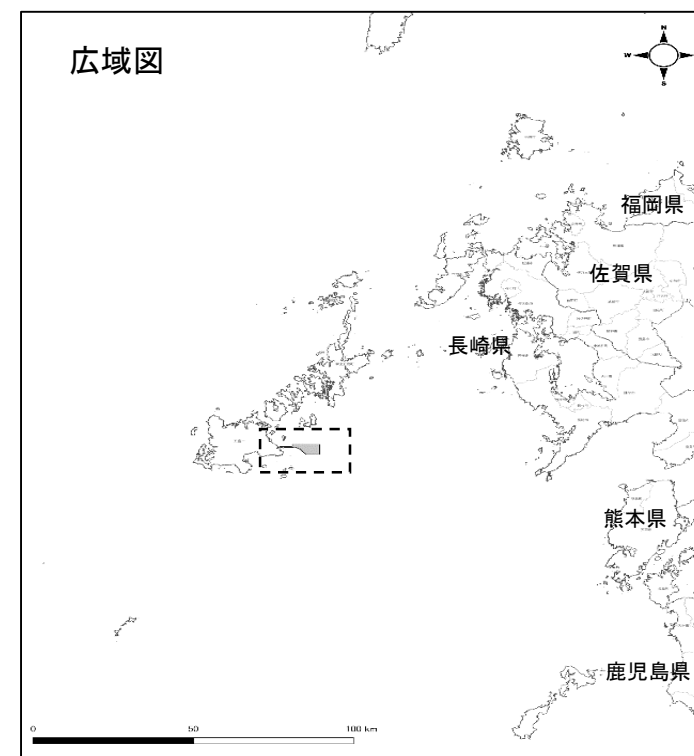
- 長崎県五島市沖の促進区域は下図のとおりであり、海域面積、海底地形などの条件や、促進区域指定のために確保されている系統の容量を勘案すれば、当該区域の想定出力は約2.1万kWである。

参考：長崎県五島市沖の区域の状況（再掲）



出典：白地図（国土地理院）

※都道府県からの情報提供を元に協議会の意見も踏まえ作図したもの。



- 長崎県五島市沖を促進区域に指定するに当たり、現時点で確保されている系統に関して、現行の契約による出力から変更が認められる範囲等について、一般送配電事業者への協議を実施したところ、次の回答が得られた。
 - ① 最大受電電力は確保された系統容量である**2.1万kWを限度**とする必要がある。
 - ② 出力等の変更可否は、連系する風車の仕様等（出力等）にもよるため、**個別に判断が必要**である。
 - ③ 公募期間中に承継後の出力等の変更可否を判断するための**接続検討申込の受付・検討は可能**である。
 - （※）公募に伴う接続検討に関する費用は、発電事業者の負担となる。
 - （※）通常、接続検討は受付から3ヵ月間を要するため、公募期間中に、1事業者あたり少なくとも1回の接続検討を行うためには、速やかな接続検討申込みが必要である。
 - （※）接続検討の結果、出力等の変更が不可であった場合、選定された事業の設備仕様では確保された系統容量が取り消される可能性があることに留意が必要である。
 - ④ 検討の前提となる系統に係る契約等の情報を公募参加事業者に提供する範囲については、系統を確保している事業者と国で調整のうえ、国から提供をしてもらいたい。

第4号 発電設備の出力の量の基準④（まとめ）

- 合同会議の中間整理においては、公募の参加者の裁量により、発電設備の出力の量を変更できる範囲の上限（+20%）は、国が一般送配電事業者と相談の上で定めるとされている。一方で、長崎県五島市沖については、一般送配電事業者と協議した結果、p.10の①③のとおり、最大受電電力は確保された系統容量2.1万kWを限度としたうえで、事業者が一般送配電事業者に出力の変更の可否を個別に相談可能となっていることから、発電設備の出力の上限を公募占用指針において制限する必要はなくなったと考えられる。このため、公募の参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限は設定しないこととしてはどうか。
 - 一方で、発電設備の出力の量の下限（-20%）については、促進区域の有効な活用の観点から設定することが適切と考えられる。
 - 上記を踏まえ、長崎県五島市沖に係る公募占用指針における発電設備の出力の量の基準については、最大受電電力は2.1万kWを限度としつつ、発電設備の出力（※）は上限を設定せず、下限を想定出力（2.1万kW）から20%を減じた1.68万kWとすることとしてはどうか。
- ※ 発電設備の出力とは、促進区域内の発電設備が発電できる能力（kW）の合計とする。
- なお、受付・検討の前提となる系統に係る契約等についての情報は、系統を確保し、これを公募に活用することを希望している事業者へ系統に係る情報の提供を要請し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき正当な利益を害するおそれがある情報等を除いたものを、参加事業者に提供する。

- (1) 対象発電設備区分等 (第 1 号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第 4 号関係)
- (3) **公募参加者の資格に関する基準** (第 5 号関係)
- (4) 保証金に関する事項 (第 6 号関係)
- (5) 上限価格・調達価格等に関する事項等 (第 7 ～10号関係)

- 公募参加者の資格に関する基準について、合同会議の中間整理においては、以下の①②の旨が取りまとめられている。
 - ① 公募により選定された事業者は、占用の許可とFIT認定を受けることとなるため、公募参加資格としては、同様に占用の許可やFIT認定を与える港湾法とFIT法の両法を参考に定めることが合理的である。
 - ② 事業者が確実に履行すべき行為を怠ったり、不正な行為を働いた事業者については、一定の期間、公募の参加資格を認めないこととするのが適切である。
- こうした議論を踏まえ、2019年6月に、経済産業省・国土交通省が定めた「一般海域における占用公募制度の運用指針」においては、次頁のような参加資格を例示している。長崎県五島市沖に係る公募占用指針についても、同指針を基本的な考え方とすることとしてはどうか。
- ただし、次頁のうち風力発電に係る実績の有無（(2)②）については、現時点では国内における洋上風力発電事業の実績はほぼ存在せず、競争が働く実績の基準を明確にすることは困難であるため、参加資格の基準としては定めず、有識者の意見も踏まえて行う「評価」の段階において、個別事業者のそれぞれの事情等に応じて、事業実現性を確認することとしてはどうか。

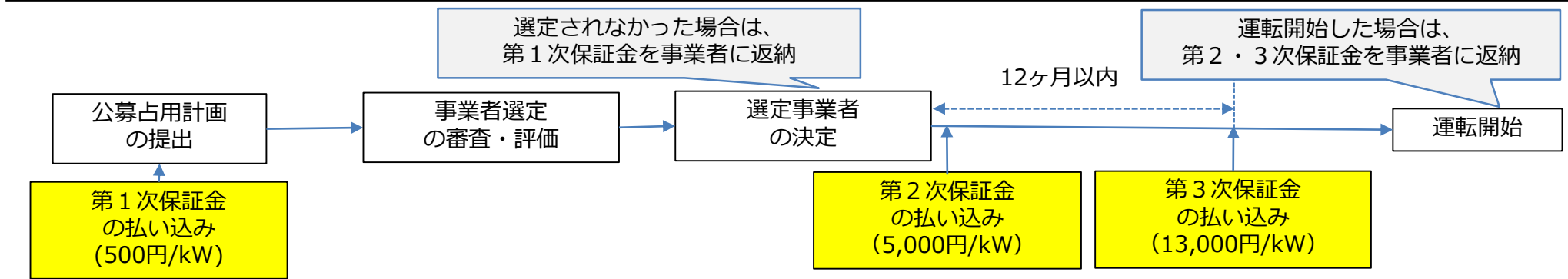
※運用指針では、海洋土木工事についても同様に、実績の有無を確認することとなっている。これらについては、港湾・空港等の公共調達において公募を行ってきた実績があり、競争が働く実績の基準が既に確立されていることから、現時点においても、運用指針に記載された参加資格を求めることとする。

一般海域における占用公募制度の運用指針 (2019年6月)より抜粋

- 申請者は次に掲げる要件を満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (1) 公募占用計画が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条（同条第1項第2号、第2の2号、第9号、第10号及び第10の3号から第12号並びに第2項第2号、第5号から第7号及び第9号を除く。）及び第5条の2（同条第1号及び第2号を除く。）に規定する基準に適合するものであること。この場合において、「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価をいう。第12号口において同じ。）を行っている場合にあっては、」とあるのは「環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては」と読み替えるものとする。
- (2) 申請者が、次のいずれにも該当する者であること
- ①国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること
 - ②国内外における風力発電の設置及び運営実績（1万kW以上、かつ、公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る）があること
 - ③国内外における海洋土工工事の実績（公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る）があること。
（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む）
 - ④想定する金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績及びLOI等があること
- (3) 次のいずれにも該当しない者
- イ) 次の申立てがなされている者
 - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
 - ロ) 経済産業省及び国土交通省により、現に指名停止措置を受けている者
 - ハ) 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者
 - ニ) 法人税の滞納者
 - ホ) 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者
 - ヘ) 次に該当する者
 - a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者（略）
 - ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者
 - a 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取り消しを受けた者
 - b 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者自身が確保した系統を承継しなかった者
 - c 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者
 - d 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - e その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者

- (1) 対象発電設備区分等 (第 1 号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第 4 号関係)
- (3) 公募参加者の資格に関する基準 (第 5 号関係)
- (4) 保証金に関する事項 (第 6 号関係)
- (5) 上限価格・調達価格等に関する事項等 (第 7 ～10号関係)

- FIT制度の入札では、適正な入札実施を担保するために第1次保証金（入札時に500円/kW）を求め、落札者の確実な事業実施を担保するために第2次保証金（落札時に5,000円/kW）を求めている。再エネ海域利用法においても、これらを踏襲することとしてはどうか。
- ただし、再エネ海域利用法と類似のルールを運用するオランダとデンマークの例を見ると、選定時の保証金は我が国のFIT制度とほぼ同等であるものの、落札後の一定の検討期間（12ヶ月）後に、更に高額な保証金（約13,000円/kW）を設定している。これは、最終的な投資判断を行う一定の検討期間を設けた上で、その期間の経過後については、海域調査など事業の一部を国が負担していることも踏まえ、より厳格な対応が必要であるためである。
- 我が国においても、①区域指定のため海域調査などを国が負担しており、太陽光その他電源に比べてより厳格に対応する必要があること、②一方で、公募時点では詳細な海域調査が完了していないなど、最終的な投資判断には一定の期間が必要であること踏まえ、選定から12ヶ月以内に第3次保証金（13,000円/kW）を求めることとしてはどうか。



＜諸外国の入札制度における保証金＞						
		（参考）日本のFIT入札	オランダ	デンマーク	ドイツ	本公募
第1次保証金 （不当な入札の防止）	入札時	500円/kW	なし	なし	100ユーロ/kW （約12,800円/kW）（※）	500円/kW
第2次保証金 （確実な事業実施の担保①）	選定時	5,000円/kW	約29ユーロ/kW （約3650円/kW）	約167デンマーク・クローネ/kW （約2830円/kW）	同上	5,000円/kW
第3次保証金 （確実な事業実施の担保②）	選定12ヶ月後 （一定の検討後）	同上	約100ユーロ/kW （約12,800円/kW）	約750デンマーク・クローネ/kW （約12,750円/kW）	同上	13,000円/kW

（※） 2021年から完全なセントラル方式に移行。移行期間後は200ユーロ/kW(約25,600円/kW)

（※） オランダとデンマークでは、入札時には保証金を求めているが、ドイツでは財務的能力を確認する意味も含め、高額な保証金(約12,800円)を求めている。我が国では、ドイツの事例も参考に入札時にも保証金を求めるが、最終的な投資判断には一定の期間が必要であるため、保証金額は段階的に増額することとし、入札時は太陽光と同額の500円/kWとしている。

第6号 保証金に関する事項②（保証金没収事由）

- 保証金の没収事由については、FIT制度における入札と同様のものとして、整合を図ることが基本となる。
- ただし、公募で選定された後に、海底地質等の詳細調査や環境アセスメントを行う事業者があり、その結果次第で、やむを得ず出力を変更する可能性があることに考慮が必要である。
- この出力の変更については、合同会議において、**「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」といった点を踏まえ、原則は、事業者選定を行った際の水準が維持されるかといった観点も含めて個別ケースごとに判断する**方向性となっている（次頁参照）。
- 以上を踏まえ、以下のとおり、FIT制度における入札と同様とした上で、出力の変更ができるのは、**再エネ海域利用法第18条に基づき、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれる」又は「やむを得ない事情がある」として、変更が認められる場合であることから、この場合は、保証金を没収しないこと**としてはどうか。
※公募占用計画の変更をせずに事業を継続することはできないため、下記事項の2、3、5については不要となる。

第1次保証金没収事由		没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額
第2・3次保証金没収事由		没収額
1	再生可能エネルギー発電事業を中止した場合	全額
-2	発電設備の出力を20%以上減少させた場合	全額
-3	発電設備の出力を増加させた場合	全額
4	FIT認定取得期限までに認定を取得しなかった場合	全額
-5	発電設備の出力を20%未満の範囲で減少させた場合	減少分相当
6	保証金の提供に代えて提出した保証書の効力が消滅した場合（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を納付した場合を除く）	全額
7	公募参加にあたり談合等の不正行為を行った場合	全額
8	暴力団である場合等	全額

※第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供していることが確認できない場合は、第2次保証金は没収する

総合資源エネルギー庁調査会／洋上風力促進WG
交通政策審議会／洋上風力促進小委員会
合同会議第4回（2019年3月）事務局資料より抜粋

<考慮すべき点>

- 前回の合同会議で、促進区域の指定時に決められた出力の増加について+20%の範囲で事業者に裁量を認めるとしたのは、系統に流れる電気は系統容量を限度とした上で、合計出力を大きくすることにより発電量を増加させるケースがあり得るため。しかしながら、例えば、日本版コネクト&マネージ（想定潮流の合理化）を踏まえた系統状況に影響を与える場合など、このような風力発電設備を設置することが技術的に難しい場合もあるため、事業者の裁量の範囲は地域の系統状況等も踏まえ、促進区域の指定時に決められた出力から±20%の範囲で一般送配電事業者と協議の上、公募占用指針毎に決めることとする。
- なお、公募占用計画の認定後の発電設備の出力の変更は、公募占用計画の変更に該当するため、本法18条に基づき、経済産業大臣と国土交通大臣から公募占用計画の変更に係る認定を受けなければならないこととなる。変更の認定に当たっては、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」といった観点で審査することとなるが、原則は、事業者選定を行った際の水準が維持されるかといった観点も含め、個別ケース毎に判断することとなる。

- (1) 対象発電設備区分等 (第 1 号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第 4 号関係)
- (3) 公募参加者の資格に関する基準 (第 5 号関係)
- (4) 保証金に関する事項 (第 6 号関係)
- (5) 上限価格・調達価格等に関する事項等 (第 7 ～10号関係)

- 長崎県五島市沖は、水深が100m～150mと深いため、浮体式の設備により、洋上風力発電を実施することが想定される。また、スケジュールとしては、早ければ2020年度内に事業者を選定する予定となっている。
- 現在のFIT制度において、浮体式洋上風力発電の調達価格は、2020年度まで36円/kWhと設定されていることも踏まえ、供給価格上限額は36円/kWhとすることとしてはどうか。
(※) なお、再エネ海域利用法に基づき、法律の施行後2年を経過した日又は最初に経済産業大臣が選定事業者の調達価格を公表した日のいずれか早い日までは、供給価格上限価格を公表することとされている。このため長崎県五島市沖の公募占用指針については、上限価格を明記する。
- その上で、選定事業者の調達価格は、36円/kWhに消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とすることとしてはどうか。

- 再エネ海域利用法においては、**公募占用計画の有効期間は最大30年**とされている。これは、環境アセスメント（4～5年程度）と建設作業（2～3年程度）を経て、20年間の発電を行い、その後撤去（2年程度）を実施することを想定したものである。こうした想定も踏まえ、**調達期間は20年間**とすることとしてはどうか。

（事業実施日の設定と調達価格の短縮）

- 上記の環境アセスメントや建設作業に要する想定期間は、一定の余裕をもって想定しているものであるため、環境アセスメントや建設作業を速やかに行えば、20年間の調達期間を超えてFIT制度外で売電することは可能であり、20年間を超える事業実施期間を公募占用計画に記載することは可能である。
- 公募参加時点での環境アセスメントの実施状況は事業者によって異なるため、一律に事業実施日を定めることは困難である。こうした中で、迅速性や事業実現性を含めて評価することとなり得るため、**事業開始日は選定日から8年を上限として、公募の参加者が自ら設定することとし、その上で、事業開始日を超えた場合は、FIT調達期間を短縮することとしてはどうか。**

総合資源エネルギー庁調査会／洋上風力促進WG
交通政策審議会／洋上風力促進小委員会
合同会議第4回（2019年3月）事務局資料より抜粋

- ・公募占用計画の有効期間は30年間としているが、これは、**環境アセスメント**（4～5年程度）と**建設作業**（2～3年程度）、**事業実施**（20年程度※）、**撤去**（2年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているもの。

※現行のFIT制度における洋上風力発電に係る調達期間（20年間）を前提としたもの。本法においては、FIT調達期間は公募占用指針作成時に、調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で定めることとなっている。

- ・このため、基本的には事業の実施期間は20年間を想定しているものの、選定された事業者が、**環境アセスメントや建設作業等を速やかに行うことができれば、仮にFIT調達期間が現行どおり20年間であった場合、FIT認定期間外として20年後も運用することは可能**であり、**公募の際に、事業実施期間を20年以上（例えば25年）に設定して公募占用計画を作成することも可能。**

- ・他方で、**一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではない**ため、例えば、**運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、FIT調達期間を短くする**といった方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で、公募占用指針を作成することとしてはどうか。

※認定された公募占用計画に従って洋上風力発電設備の設置及び維持管理を行わない場合は、再エネ海域利用法に基づく公募占用計画の認定の取り消しを行うこともあり得る。

第10号 FIT認定申請期限日

- 再エネ海域利用法に基づく公募で選定された事業者は、**選定後にFIT認定の申請を行うこと**となる。
- FIT認定の申請に当たっては、一般送配電事業者との系統接続契約の提出が求められるが、公募で選定された事業者が、**系統接続契約を承継するために必要な手続きは約3ヶ月程度必要であることが想定**される。この期間も踏まえつつ、FIT認定申請期限日を設定する必要がある。

(※) 再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会中間整理においては、系統に係る契約の承継等の期限を、事業者選定後3か月以内と設定することを例示している。

- また、第3次保証金については、最終的な投資判断を行うための期間を踏まえて、**選定日から1年以内**に納付することを求めることが検討されており、こうした保証金納付期限との整合性も踏まえる必要がある。
- なお、FIT制度の入札においては、未稼働案件を防止するため、落札日から1ヶ月以内のFIT認定申請を求めているが、再エネ海域利用法における公募では、**公募占用計画の認定の有効期限が30年と決まっております、事業者は、事業実施期間を確保するため、経済合理的に迅速な事業実施を目指す**と考えられる。
- 以上を踏まえ、**FIT認定申請期限日は事業者選定の日から1年後**としてはどうか。

(※) FIT認定取得期限は、FIT認定申請期限日から6ヶ月とする。

(※) 太陽光その他電源のFIT入札においては、事業実現性を確認するため、入札参加（FIT認定の申請）までに環境アセスメントの方法書を経済産業大臣に提出していることを求めているが、洋上風力については、環境アセスメント以外の内容で事業実現性を確認して事業者を選定することとなる。したがって、FIT認定の申請にあたって環境アセスメントの方法書の提出は不要となるため、これに必要な期間は考慮する必要は無い。